

東かがわ市告示第 9 号

令和 5 年度東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金事業（追加給付）実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 月 29 日

東かがわ市長 上村 一郎

令和 5 年度東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金事業（追加給付）実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担を軽減するため、臨時的な措置として実施する、令和 5 年度東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金（追加給付）（以下「本給付金」という。）の支給について、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第 2 条 市長は、この要綱の定めるところにより、本給付金を支給する。

- 2 本給付金の支給対象者は、令和 5 年度東かがわ市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業実施要綱（令和 5 年度東かがわ市告示第 110 号）に基づいて支給された給付金（以下「7 万円給付金」という。）の支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が令和 5 年 12 月 1 日以降に死亡した場合において他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものとする。
 - （1）令和 5 年度東かがわ市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱（令和 5 年東かがわ市告示第 77 号）に基づいて支給された給付金（3 万円）を受給した世帯。
 - （2）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯給付金と同様の趣旨の給付金を受給した者を含む世帯。

（支給額）

第 3 条 前条第 2 項の規定により支給対象世帯に対して支給する本給付金の金額は、1 世帯当たり 3 万円とする。

（支給の方式）

第 4 条 本給付金の支給を受けようとする者は、東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金（追加給付）（3 万円）申請書（請求書）（12 月 1 日基準日で新たに給付対象となった世帯）（様式第 1 号）又は東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金（追加給付）

(3万円)申請書(請求書)(未申請世帯)(様式第2号)(以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 前項の申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 7万円給付金支給口座振込方式 7万円給付金振込時に指定していた支給口座に振り込む方式

(2) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送等により市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、本給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(申請期限)

第5条 本給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、令和6年3月29日とする。

(支給の決定)

第6条 市長は、第4条の規定により申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第7条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の提出期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を

行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月29日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金(追加給付)(3万円)申請書(請求書)

(12月1日基準日で新たに給付対象となった世帯)



支給市区町村 (※令和5年12月1日時点の市区町村)	
東かがわ	市長殿

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男	大正・昭和・平成・令和	
	女	年 月 日	電話 ()

2. 誓約・同意事項

以下の全ての項目を確認し、チェック欄(□)に✓を入れて下さい。※全てに✓が入らないと支給できません。

既に東かがわ市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(3万円)の支給を受けた世帯ではありません。
(他区市町村において同様の要件で支給された低所得世帯への給付金を含む)
※自治体により、給付額が異なる場合があります。

給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無について、市が必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

この申請書は、東かがわ市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

給付金の支給後、本申請書記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

以下のいずれかのチェック欄(□)に✓を入れて下さい。

- 7万円給付金の受取口座
- 上記以外の振込口座を希望 (口座情報を下欄に記入して下さい。)
(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.協協 3.信組 7.信済連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東かがわ市福祉課(電話0879-26-1228)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

4. 申請者が属する世帯の状況

令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

・6月1日基準日による低所得者向け給付金(3万円)の受給状況確認が必要ですので、下記の「低所得者向け給付金受給の有無」について該当欄に☑をお願いします。

※転入された世帯で本市以外で同様の要件で支給された3万円の給付金を受給された方は☑受給としてください。

申請者との続柄	(フリガナ)	低所得者向け給付金(3万円)受給の有無	個人番号	令和5年6月1日時点の住所	
	氏名		生年月日		
本人		<input type="checkbox"/> 受給		<input type="checkbox"/> 東かがわ市内	「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。 ↓
		<input type="checkbox"/> 受給無	／	<input type="checkbox"/> 東かがわ市外	
		<input type="checkbox"/> 受給	明・大・昭・平・令 	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内	「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。 ↓
		<input type="checkbox"/> 受給無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 東かがわ市外	
		<input type="checkbox"/> 受給	明・大・昭・平・令 	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内	「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。 ↓
		<input type="checkbox"/> 受給無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 東かがわ市外	
		<input type="checkbox"/> 受給	明・大・昭・平・令 	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内	「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。 ↓
		<input type="checkbox"/> 受給無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 東かがわ市外	
		<input type="checkbox"/> 受給	明・大・昭・平・令 	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内	「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。 ↓
		<input type="checkbox"/> 受給無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 東かがわ市外	

提出書類 提出期限: 令和6年3月29日(当日消印有効)

- ・『東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金(追加給付)(3万円)申請書(請求書)(12月1日基準日で新たに給付対象となった世帯)』(本書)
- ・『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・支給者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意下さい。
- ・『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。

本申請書の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金(追加給付)(3万円)申請書(請求書)

(未申請世帯)

受付印

支給市区町村 (※令和5年12月1日時点の市区町村)
東かがわ 市長殿

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 誓約・同意事項 全ての事項を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 東かがわ市住民税非課税世帯臨時特別給付金(追加給付)(以下「本給付金」という。)の受給要件に該当します。
※本給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
・住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯ではありません。
・令和5年6月1日時点の世帯の全員が、令和5年度住民税均等割が課税されていません。

・同様の要件の低所得者向け3万円の給付金(※)を本市以外の自治体で受給していません。
※自治体により、給付額が異なる場合あり。
- 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するために必要な、前住所地での給付金の受給の有無、住民基本台帳情報及び税情報等の公簿等の確認や資料の提供を、市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- この申請書は、東かがわ市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取扱います。
- 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されません。
- 本給付金の支給後、令和5年度住民税が課税されていることや、課税者に扶養されていること等、本給付金の受給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

以下のいずれかのチェック欄()に✓を入れて下さい。

7万円給付金の受取口座

上記以外の振込口座を希望 (口座情報を下欄に記入して下さい。)

(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 の桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東かがわ市福祉課(電話0879-26-1228)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

